

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に交付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成21年度決算による町の健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

健全化判断比率のうち11つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定めます。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

健全化判断比率	区分	H21	H20	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	15.00%	20.00%
	連結実質赤字比率	—	—	20.00%	40.00%
	実質公債費比率	17.6%	18.0%	25.00%	35.00%
	将来負担比率	127.2%	151.4%	350.0%	(基準なし)
資金不足比率	区分	H21	H20	経営健全化基準	備考
	水道特別会計	—	—	20.00%	法非適用
	公共下水道事業特別会計	—	—	20.00%	法非適用
	農業集落排水事業特別会計	—	—	20.00%	法非適用
	合併浄化槽事業特別会計	—	—	20.00%	法非適用

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」で表示しています。

※資金不足比率がない会計は「—（該当なし）」で表示しています。

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

【届出事項】

- ・土地の所在及び面積、利用目的、土地に関する対価の額など

【届出が必要な土地取引】

- ・売買契約、売買予約契約、交換契約等

【届出が必要な土地の面積】

- ①市街化区域 2,000㎡以上
- ②その他の都市計画区域 5,000㎡以上
- ③都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上

【届出期限】

- ・契約（予約を含む）を締結した日から2週間以内に、土地の所在する市・区役所、町村役場の国土利用計画法担当窓口へ届け出てください。

【その他】

- ・期限内に届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

【お問い合わせ先】

藤里町総務課 行政改革推進係
☎(79) 2111 (内線231)

税務署からのお知らせ

相続又は贈与等に係る生命（損害）保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いの変更について

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いを改めることとしました。

この取扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ「www.nta.go.jp」をご覧ください。能代税務署にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

能代税務署 ☎0185(52) 6111

第2回能代山本健康セミナー がんを遠ざける生活習慣

【日時】

- ・11月14日（日）15時30分～17時（開場15時）

【会場】

- ・プラザ都3階 樹海の間

【申込方法】

- ・FAXもしくは官製はがきに住所・氏名・電話番号を明記の上、11月10日までお申込みください。

【申込み・お問い合わせ先】

秋田県厚生農業協同組合連合会山本組合総合病院
第2回能代山本健康セミナー係

☎0185(52) 3111

FAX0185(52) 0123

F016-0014 能代市落合字上前田地内